

チュニジア革命と民主化移行期における女性たちの活動

— 国家フェミニズムから市民フェミニズムへ —

Women's Activities in the Tunisian Revolution and the Democratic Transitional Period

— From State Feminism to Civil Feminism —

人文学系教授 鷹木 恵子

キーワード：チュニジア革命、民主化移行期、女性の活動、フェミニズム、イスラミスト

I はじめに

中東現代史に大きな転換点をもたらすこととなった2011年のチュニジア革命から5年余り¹、この間、同国では多くの紆余曲折や幾度かの深刻な政治的危機に直面しながらも、2014年1月には新憲法を制定し、同年秋には国民代表者議会選挙、共和国大統領選挙、そしてその決選投票の3回の選挙を平和裏に実施し、2015年2月には独立後初となる自由選挙に基づく新政権を発足させた。この民主化移行期においてはまた、政情の節目や危機的状況ごとに、年齢や職業や社会的境遇、イスラームについての信条なども異なる多様な女性たちが公の場に登場して、政治社会的に重要な役割を果たしてきた。

特にベンアリー政権下では政治活動を禁止されていたイスラーム政党のナフダ党 (Al-nahdha) が活動を再開し、2011年10月の制憲議会選挙で第一党となった後、新憲法草案の準備過程においては、イスラームの解釈との関連から、憲法に「女性の権利」や「男女の関係性」をいかに明記するかが大きな争点となったことから、女性たちは自らの問題として関心をもち、公共の場にも参加していったのである。そして「革命の成否は、女性の地位が発展的方向へと改善されていくかどうか、その程度によって評価することができる」[Thabet 2014:2] とさえ、論評されるようになった。

チュニジアは、独立と同年1956年に制定した家族法 (Le Code du Statut Personnel)²において、アラブ諸国では初めて、また中東イスラーム諸国ではトルコ共和国の1926年の一夫多妻婚禁止に続いて、複婚 (第18条) と夫側からの一方的離婚 (タラーク離婚) (第30条) を禁止した国である。1958年には教育の男女平等の権利、そして1959年制定の憲法においては、20歳以上の男女に等しく選挙権・被選挙権を付与した。1966年には労働法で公共部門における男女の雇用機会と賃金の平等を法制化し、さらに国際的レベルでも1985年には女性差別撤廃条約 (CEDAW) を批准し、アラブ諸国の中では女性の権利と地位向上に関しては、

チュニジアはそのリーダー格となる役割を果たしてきた。

しかしこれらの改革や政策については、他方では国家主導によるもので、女性自身の権利や福利厚生を重視したものというよりも、国家の近代化や国力増強という「国家の論理」に基づくもので、それは「国家フェミニズム」と呼ぶべきものであるという指摘が従来なされてきた [Ferchiou 1996, Murphy 2003, 鷹木 2007]。

独立以降、近代主義者であったハビーブ・ブルギバ (Habīb Bū Rugība)³ 初代大統領とそれに続いたズィーン・アルアービディーン・ベンアリー (Zīn al-‘Ābidīn Ben ‘Alī) 政権下で、いわば国家主導の政策やその庇護下にあったとも言えるチュニジアの女性政策やジェンダー問題は、革命による体制崩壊以降、その後ろ盾を失うようななかで、それでは、それはいかなる変容を遂げるようになったのだろうか。また変化がみられたとするならば、それは具体的にいかなるもので、いかにしてもたらされ、またいかなる新たな特徴や意義をもつものなのだろうか。

この問いに関しては、実際にすでに複数の研究者が、その変化や民主化移行期の特徴について論じている。例えば、ムファレジュは、革命後の早い段階で、その移行を「国家により維持されてきたフェミニズム (féminisme entretenu par l’Etat)」から「社会による女性問題の再所有化 (une réappropriation par la société de la question des femmes)」への変容であるとして捉えている [Mefarej 2012]。ハリールはまた、革命以前と以後のチュニジアのジェンダー・ポリティックスの変化を、「『国家フェミニスト』イデオロギー (‘state-feminist’ ideology)」から「脱中心化されたジェンダー行動主義 (decentralized gender activism)」への移行であると指摘している [Khalil 2014]。さらにシャッラードとザッルグは、アラブの春はチュニジアのジェンダー・ポリティックスに「上からの政治 (politics from above)」から「下からの政治 (politics from below)」への変化をもたらし、とりわけ新しい公共空間と活発な市民社会がそれを後押ししていると論じている [Charrad and Zarrugh 2013, 2014]。これらの先行研究にはほぼ共通して読み取り得る市民社会の役割については、2014年11月の大統領選挙後に、マフディ・ジュマア (Mahdī Juma‘) 暫定政府主席が、「チュニジアの民主化への比較的安定した歩みや政治的対立の克服には市民社会の力があつた」[朝日新聞 2014年11月25日] と述べていることとも、相通じるものがあるだろう。

「アラブの春」と当初期待を込めて呼ばれた中東諸国での民主化動向が、今日、その幾つかの国々では混迷と衝突を深める情勢ともなるなかで、チュニジアが、経済再建や治安維持などの諸課題を抱えつつも、曲りなりにも良い方向へと進みつつあるとすれば、その背景には確かに市民社会の存在やまたその中で女性たちの目を見張るような活発な活動があつたことに、より注目がなされてもよいように思われる。

本稿の目的は、チュニジア革命とその後の民主化移行期において、その節目や危機的状況下で政治社会的に重要な役割を果たしたさまざまな女性たちの活動や争点となつたジェンダー問題の幾つかを具体的に取り上げ、革命後、すなわち「国家フェミニズム」以降の女性の活動やジェンダー問題の変容のプロセスの一端を明らかにし、その新たな特徴や意義とは

何かについて検討するものである。

チュニジアのジェンダー問題は、ナフダ党政権下で一層政治化し、新憲法草案準備過程では同じ女性たちのあいだでもイスラミスト勢力とリベラル派勢力とで女性の権利や男女の関係性についてのイスラームの解釈をめぐる、その差異や対立が鮮明となった。しかし、その議論の過程には多様な主義主張をもつ人々がともに参加し関与していった。さらにそうした過程では新たに女性の身体そのものがイスラームに関する主義主張や信仰実践の表明手段や戦術の手段ともなり、あるいは信仰実践の対象や手段として利用・搾取されるという問題も生じるようになった。

以下では、こうしたチュニジア革命後の女性たちの活動やジェンダー問題を具体的事例とともに跡付けながら、その新しい変化の特徴と意義について検討してみたい。

II チュニジア革命と制憲選挙準備過程での女性の活動

1 サイバー・アクティヴィスト

チュニジア革命とその後の中東諸国での民衆革命は、当初、一部では「インターネット革命」あるいは「フェイスブック革命」とも呼ばれた。実際にチュニジアではベンアリー政権末期には反体制派サイバー・アクティヴィストらがすでに活動を活発化させ、体制崩壊に向けて大きな役割を果たしていた。そうした活動家は少なからずいたが、1月14日の政権崩壊後にその象徴的存在ともなったのが、リナ・ベンムヘンニー (Līna Ben Muhennī) である。ベンムヘンニーは、チュニス大学の英語学の助手として教鞭をとる傍ら、革命以前すでに2007年からフェイスブックを通じて“Tunisian Girl”という反体制派ブロガー、ジャーナリスとして活動していた。ベンアリー体制崩壊に至る過程でも野菜売り青年の焼身自殺事件がおきたシーディー・ブズィードやデモの現場にも外国人ジャーナリストのガイド役として赴き、写真やビデオを撮影し、それらをブログとともにフェイスブックを通して情報発信し続けた。彼女のブログとツイッターにはそれぞれ2万人と4千人ものフォロワーがいたとされ、2011年4月にはドイツ国際ブログ・コンクールで最優秀賞を受賞することになったほか、この年のノーベル平和賞候補者にもノミネートされた⁴。

革命後出版されたベンムヘンニーの著書 *Tunisian Girl: Bloguese pour un printemps arabe* によれば⁵、こうした情報発信自体がベンアリー体制下では厳しい検閲を受けていたとされ、自らのサイトがブロックされたり、また白昼に実家に強盗が押し入り、2台のパソコンとカメラなどが盗難にあうなど、秘密警察によると思われる事件を自らも体験している [Ben Mhenni 2011:8]。同書によると、チュニジアでのフェイスブック利用者は、2009年10月には86万人であったが、2010年2月には112万人、革命前後の2011年1月には240万人にまで達していたとされ [Ben Mhenni 2011:28]、総人口1000万人ほどの国でのその割合の高さとその情報発信力が革命への一つの大きな動力になったことを示唆している。また革命に至る過程では、「それぞれの人がインターネット上で貢献し、全てのチュニジア人が革命活動

家であり、そこにはリーダーは存在せず、全ての人が各々のやり方でリーダーであった」とも記している [Ben Mhenni 2011 :4]。デモにはあらゆる人々が参加しており、親友の女性弁護士ライラの横には売春婦の女性がともに並んで行進していたことを印象深く書き留めている [Ben Mhenni 2011 : 13-14]。

メディアとの関わりではまた、2014年3月8日「国際女性の日」には、欧州地中海地域初のウェブ女性テレビ局「ニサーTV」がチュニスに本部に開設されたほか、同日にはラジオでも女性メディア協会によって、初となる女性向けの「チュニジア女性ラジオ局」が開局されている [La Presse de Tunisie 2014b]⁶。

2 選挙法への男女交互拘束名簿制（パリテ）の導入

革命後の暫定政権下、制憲議会選挙に向けた選挙法の準備過程において注目すべきジェンダー・イシューとなったのが、アラブ諸国初となるパリテ法、すなわち選挙立候補者の男女交互拘束名簿制の提案であった。この提案はフランスの男女平等政治参画法に倣ったもので [鈴木 2007]、比例代表制の選挙における各党の立候補者名簿を男女交互の拘束名簿制にすることで、議会にはほぼ男女同数の代表を選出することを目指すというものである。この審議の過程では、制憲議会議員の4分の1を予め女性議員とするクォータ制の対案もでていたが、最終的にフランスのパリテ法に倣い、この提案が2011年4月11日に選挙独立高等機関によって採択され、5月10日に官報で選挙法23条として施行された⁷。

そしてこの制度の採用と制憲議会における男女議員数の平等化に向けて尽力したのが、大学教員でフェミニストのファイザ・スカンドラーニー (Faïza Skandranī) である。彼女は、革命後、自らが代表となり、「平等とパリテ協会 L'Association Egalité et Parité」というNGOを創設している。彼女は、選挙規程へのこの制度の提案に関して、フランスのテレビ・インタビューに答えて、政治の場での女性の可視化、すなわち物事の決定過程に女性を参加させること、そのためにまず議会により多くの女性議員を送り出すことを目指したと語っている [Sarret 2011]。またこの活動過程では、スペインのNGOやモロッコのフェミニストからの協力があつたことにも言及している。スカンドラーニーは男女交互拘束名簿制の採択後も、女性の議員立候補者数の不足という事態にならないよう、1000人の女性立候補者のリスト化を目指して僻地の選挙区へも足を運び、女性を対象とした公共空間での討論研修などにも取り組んでいた。スカンドラーニーは、フランスのパリテ法による議会の現状を踏まえて、男女交互拘束名簿制が実際には必ずしも議会での男女の議員同数や男女同権を約束するものにはならない点にも理解を示しつつ、今回女性議員が30%選ばれたとすれば、いずれ50%にと期待できるだろうこと、そして目下、重要なことはチュニジア人女性の政界進出を推進することであると述べている [Sarret 2011]。

こうした選挙規程が新たに盛り込まれたにも関わらず、しかしながら2011年10月23日に実施された制憲議会選挙では、この選挙に参加した107政党のうち女性を党首とした政党はわずか3党に留まり⁸、また女性を党首した他の4政党については政党としての認可を得る

ことができなかった [Mefarej 2012:161]。

Ⅲ 制憲議会と新憲法草案をめぐる論争

1 制憲議会の女性議員と憲法草案でのジェンダー論争

制憲議会選挙の結果は、イスラーム政党ナフダ党が過半数には及ばなかったものの第1党となり、217議席中、約41%の89議席を獲得することとなった。続いて「共和国のための議会党 (Congrès pour la République: CPR)」が29議席、「民衆嘆願党 Pétition populaire」が26議席、「労働と自由のための民主フォーラム (タカトル) 党 (Forum Démocratique pour le Travail et les Liberté (Ettakatol))」が20議席となった。

さらに制憲議会では、第1党となったナフダ党が、第2位と第4位の議席数を得た「共和国のための議会党」と「労働と自由のための民主フォーラム党」と連立を組んでトロイカ体制を発足させることとなり、217議席のうち合計138議席を有する与党となったのである。そしてチュニジアの政治体制の3大主要ポストをそれぞれ分け合うかたちで、共和国暫定大統領には「共和国のための議会党」党首のモンセフ・マルズキー (Munşef Marzūqī) が、暫定政府主席には「ナフダ党」からのハマディー・ジャバーリー (Hamādī Jabālī) が、そして制憲議会議長には「労働と自由のためのフォーラム党」党首のムスタファー・ベンジャアファル (Mustafā Ben Ja'far) が就任することとなった [Allani 2013]。

制憲議会の女性議員数については、全議員数217人中、49人で22.6%に留まり、またイスラーム政党の台頭を懸念していたリベラル派⁹の女性たちの予想とは裏腹に、ナフダ党は89議員中39人が女性議員で43.8%という、女性議員比率が最も高い政党となった [Touati and Zlitni 2013:173]。なお、女性議員数が全議員の22.6%しか占めるに至らなかった要因には、選挙区の比例代表制の名簿のトップに女性を登録した政党は僅か7%に過ぎなかったことと [Touati and Zlitni 2013:173]¹⁰、また制憲議会の議員の70%は立候補者名簿の最初にリストされていた人物であったことによる¹¹。

その一方、制憲議会においては、第一党となったナフダ党の女性議員たちもマヘルズィーヤ・ラビーディー・マイザ (Maḥerzīya Labīdī Maīza) が議会ではその副議長を務めるなど、女性たちの活躍が目立った。2006年にチュニジアで初めての政党女性党首となった「民主発展党 (PDP: Parti Démocrate Progressiste)」のマヤ・ジュリービー (Maya Jerībī) も落選はしたが制憲議会議長に立候補し、またフランスのジュスィー大学言語学教授で、その職を辞してフランスの選挙区から立候補・当選した「近代民主の柱党 le Pôle Démocratique Moderniste」のナーディア・シャアバーン (Nādia Sha'bān) も、新憲法草案準備過程では、男女平等と男女同権に向けて尽力した女性議員の一人である。

その憲法草案準備過程では、ナフダ党が最大の議員数を擁し、また全女性議員49人のうちの39人を占めていたことから、女性の権利や男女の関係性についてイスラーム的解釈をどこまで採用するのか、また憲法でいかなる文言を用いるのかについてリベラル派の議員たちと

のあいだで激しい論争が繰り広げられることになった。すなわち、男女は相互に補完的なもの（アラビア語では *yatakammalu*、仏語では *complémentaire*）であると主張するナフダ党やその支持者らと、他方、男女は補完的なものではなく、完全に平等であると明記すべきだと主張するリベラル派の議員たちとのあいだで論争が展開されることとなったのである。

憲法草案準備過程では、こうしてジェンダー問題が政治の核心的な争点ともなり、女性の権利や男女間の関係性をめぐるこの論争は、議場のみならず、市民のあいだにも広がっていった。チュニジアの家族法や女性の地位・権利に関しては、二大女性団体である「チュニジア民主女性協会（ATFD: Association Tunisiennes des Femmes Démocrates）」や「研究と開発のためのチュニジア女性協会（AFTURD: Association des Femmes Tunisiennes pour la Recherche et le Développement）」が精力的に集会開催やアドボカシー活動を行い、また「女性調査研究記録情報センター（CREDIF: Le Centre des recherches, d'études, de documentation et d'information sur la femme）」や「アラブ女性研修調査センター（CAWTAR: Center of Arab Women for Training and Research）」、さらに国連人口基金（UNFPA）などもシンポジウムや会議を主催し [CREDF et UNFPA 2013]、機関誌では特集などを組み、議論を喚起し、また多くの市民もそれに参加していった [CREDIF 2012a,2012b,2012c]。

2012年の段階で、制憲議会で準備された新憲法草案の第28条では、「国家は、女性の権利を保護し、またその既得権を保証する。女性は、国家建設においてまた家族のなかで、男性を補完する本来的なパートナーである」とされていた。これに対して、多くの女性たちが、特に男性との補完性という点に対して異を唱えることとなったのである。同年の8月13日、すなわち1956年に家族法が公布された記念日で、現在は「女性の日」となっている祝日には、新憲法草案への男女の補完性の明記に反対する女性団体や市民組織がデモを呼びかけ、チュニスのブルギバ通りには9000人もの人々が集まり、行進することとなった [Ghanmi 2012]。

ナフダ党のラーシド・ガンヌーシー（Rāshid Ghannūshī）党首は、こうした抗議デモ参加者に向けて、「男女の補完性は本来的概念であり、すなわち女性なくして男性はあり得ず、男性なくして女性はある得ずという関係にあり、これは平等の意味に対する追加の意味でもある」と主張し、「こうした政治論争はナフダ党を貶めようとする意図によるもので、決して譲歩しない」と表明した。これに対して、当時のナフダ党のジャバーリー政府主席は、党首とはやや距離をおき、「男女平等に関しては、すでに解決済みの事項であり、これを政治目的で利用することがあってはならない」と述べたが、この声明もデモ参加者の女性やその支持者たちを納得させるものとはならず、デモから反対の署名活動へと発展していき、それはさらにグローバル・オンラインコミュニティのAvaazを通じて、3万人の署名を集めることとなった [Charrad and Zarrough 2013]。

こうしてジェンダー問題は、新憲法草案の準備過程でまさに政治的な核心部分ともなり、草案完成の予定を遅らせることともなった。しかしその過程では、ナフダ党支持者もリベラル派の人々もあらゆる意見を有する市民たちが公共の場の議論に参加していったこと、それは従来の単なる「上から政策」とは異なるまさに市民参加による議論と活動という点で、全

く新しい特徴をもつものであった。

そして、最終的な憲法草案では、憲法はシャリーアに基づくことなく、その序文では言論と信教の自由を保障し、また論争を巻き起こした男女の関係については、その序文と第2章「自由と権利」の第21条において、「男性市民と女性市民はその権利と義務において平等であり、法の前では一切の差別なく同等である」と明記されることとなった [Al-Majlis al-Watanī al-Ta'asīsī 2014:5,13]。そして、この新憲法草案は2014年1月26日に制憲議会において、216票中、賛成200票、反対12票、白票4票という満場一致にも近いかたちで可決され、翌27日にマルブーキー暫定大統領の署名をもって制定されることとなった。

2 大学キャンパスでのイスラミスト学生と学生との衝突

ナフダ党の支持者とリベラル派の人々との対立や二極化は、革命後、大学のキャンパスにおいても顕著にみられるようになっていった。社会学者のザミティは、民主化移行期における対立は、権利の有無をめぐる対立ではなく、本質的には世俗主義（政教分離）化か再イスラーム化かのその支持者同士の対立であると述べている [Zamiti 2012:24]。

当然ながら、世俗主義者（または自由主義者）対イスラミストという簡明な二項対立的把握には慎重でなくてはならず、イスラミストやナフダ党支持者のなかにも、イスラームの解釈やその実践のあり方にはかなりの差異や温度差も存在する [Darghouthy 2011]¹²。ここではこの点についての議論に深入りすることはしないが、大学のキャンパスではイスラミストのなかでも預言者やその教友などの先人（サラフ）が生きた時代を理想とし、イスラーム法（シャリーア）に則った国家の樹立を目指す厳格なサラフィストたちが大学構内を占拠し、授業を妨害するなど、大学当局や一般学生と対立や衝突する事件が起きることとなった。

2011年の10月には、カイラワーンとスースの大学でサラフィストの学生が騒動を起こしたため、スース大学では女子学生のニカーブ着用を禁止するに至っている [TAP 2011]。続いて、翌11月にはチュニス大学マヌーバ・キャンパスでも顎鬚のサラフィストの学生集団が大学構内のホールを占拠し、大学当局に対して、キャンパス内の礼拝室設置と女子学生のニカーブ着用許可という二項目を要求し、大学側がそれを認めるまでは立ち退かないとする事態が起こり、その占拠は半年近くに及んだ [Dermeh 2011]。

さらに2012年の3月にはそのマヌーバ・キャンパスで、サラフィストの男子学生が校舎の屋上に掲げられていたチュニジアの赤い国旗を降ろして¹³、それに代えてサラフィストのシンボルである黒旗を掲揚しようとする事件が起こった。そしてその行動を1人の女子学生が自ら危険を冒して屋上によじ登り、サラフィストの男子学生に抗議してチュニジア国旗を降ろすことを阻止したことから、その女子学生ハウラ・ラシーディー (Khawla Rashīdī) は、その後、その行動と勇気を讃えられ、チュニジア国旗を守った英雄、アンチ・サラフィストの英雄として一躍全国的に知られることとなった [Ben Omrane 2012]。

数日後には、ラシーディーはカルタゴ大統領宮殿に招かれ、マルブーキー大統領から直々に表彰されるという栄誉にも預かっている。大統領は、この折に「チュニジアの国旗は、他

のどんな旗にも置き換えられるものではない。それは、チュニジア人が共有する記憶を思い起こさせるものであり、その色は、独立時の殉教者たち、労働組合の殉教者たち、そして革命の殉教者たちの血を象徴する色である。この国旗は、出自や民族あるいはイデオロギーの帰属にかかわらず、全てのチュニジア人を一つに統合するものである」と演説し [D.M. 2012]、国民の愛国心に訴えた。

同じようなイスラミストとリベラル派との対立や衝突は、2013年の2～3月にかけても、ハーレム・シェイクというダンスをめぐって学生たちのあいだで繰り返されることとなった。このダンスは、アメリカ・ニューヨークのブルックリン・ハーレムが発祥とされる、自由で奇妙な体の動きをするもので¹⁴、革命後の自由な表現様式としてユーチューブを通じて高校生や大学生のあいだに広がり、ナフダ党政権下の重苦しい社会政治情勢下で、その反動としても一種のブームとなった。まずチュニスのミッション系の高校の生徒たちのあいだでそのパフォーマンスが始まり、全国各地の大学や高校でも、男女の学生がともに奇抜な衣装や故意にイスラーム服などを着て踊り、それを撮影してフェイスブックで発信する動きが広がっていった。

この流行に対して、アブデルラティーフ・アビード ('Abdellaṭīf 'Abīd) 教育相は¹⁵、2013年2月24日にラジオ放送を通じて、ハーレム・シェイクを倫理的観点から行き過ぎた行為として批判し、またスースとマフディーヤの高校ではハーレム・シェイクを踊ろうとした高校生を警察官が催涙弾まで使用して取り締まるということが起こった。また政府のこうした対応に乗じて、ケフの高校ではサラフィストらが校内に侵入し生徒らに危害を加えようとする事件も発生するなど、ハーレム・シェイクというダンスをめぐって賛否両論、世論を二分する議論が巻き起こることになったのである [Auffray 2013]。チュニス大学マヌーバ・キャンパスでは、ハーレム・シェイクを踊ろうとした学生たちの前にサラフィストの学生集団が現れて乱闘となる事件も起きている。こうしたダンスを表現の自由として支持する者たちからは、サラフィストが大学や高校の校門前にテントを張り宣教活動をするにはナフダ党政権が全く取締りをしない一方、ハーレム・シェイクだけを取り締まり、警察官が学生を拘束や連行するのは不当だと抗議する声も多く挙げられることとなった。男女が自由に踊るハーレム・シェイクのダンスは、こうして単に表現の自由に留まらず、政権批判や抗議の形態として政治化していくことになったのである [Shabi 2013]。

このように革命後にはイスラーム的価値観や倫理観をめぐって、学生のなかでも二極化する傾向がみられるようになっていった。2014年3月6日にも、カイラワーン大学ラッカーダ・キャンパスで、リベラル派のチュニジア学生連盟のスタッフたちとイスラミストの学生集団が衝突し、多数の負傷者が病院に搬送された [Al-Fajr 2014]¹⁶。双方とも相手側がナイフと有毒ガスなどで襲撃してきたと主張したが、イスラミスト学生集団のリーダーが当時のナフダ党のラライエド暫定政府主席の息子であったことから、この事件は社会的に波紋を呼ぶこととなった。

3 トロイカ体制からカルテットによる「国民の対話」へ

民主化移行期の暫定トロイカ体制下では、このようにナフダ党を支持するイスラミストたちとその反対勢力のリベラル派陣営とに国民が大きく二極化し対立するような構図となるなかで、制憲議会の2人の野党議員が暗殺されるという事件が発生した。

最初の事件は、2013年2月6日、弁護士で「民主愛国統一党 Parti unifié des patriotes démocrates」党首のショクリー・ベライド (Shukrī Bela'īd) の暗殺事件である。ベライドは舌鋒鋭くナフダ党政権を批判していたため、事件前から脅迫や暗殺予告を受けていた。そのため、彼の葬儀はこの暗殺事件に対する抗議とまた背後で少なからぬ関係があったとみなされたナフダ党政権への非難と真相究明を要求する、100万人規模という全国的な大集会となった。こうした抗議もあり、事件の約2週間後にはナフダ党のジャバーリー政府主席が辞任し、その後、内閣改造をもって、何とかこの政治的危機の打開が図られた。しかし、同年7月25日に再び起こった2人目の野党議員のムハンマド・ブラーフミー (Muḥammad Brāḥmī)¹⁷ の暗殺事件は、ナフダ政権のイスラミスト過激派への取締りの甘さを象徴するものとなっただけでなく、同月7月3日のエジプトでの軍によるムルシー政権崩壊の事件後でもあっただけに、エジプトと同様の事態がチュニジアのナフダ党政権にも起こりかねない民主化移行期の最大の危機、また国家を危機的混乱に陥れかねないものでもあった。

その危機の克服に向けてトロイカ体制に対して、市民の側から議会や各政党に働きかけ、「国民対話」を呼びかけたカルテットのグループのその率先者のひとりとなったのがまた、チュニジア産業商業手工業同盟 (UTICA: l'Union Tunisienne de l'industrie, du commerce et de l'artisanat) の女性会長のウィデード・ブーシャンマーウィー (Widād Bū Chammawī) であった。

ブーシャンマーウィーは、ブラヒーム暗殺事件の翌日、革命後の国家のこの重大な危機を深く憂慮し、「国民対話 dialogue national」をそれ以前から提案していたチュニジア労働総同盟 (UGTT: l'Union générale tunisienne du travail) の総書記フセイン・アッバーシー (Ḥusain 'Abbāsī) に早々に連絡を取っている。従来、企業家連盟である UTICA と労働総同盟 UGTT とは敵対する関係にもあり、こうした連携の提案がなされたこと自体がチュニジア史上初めてのことであったとされている [Vendrier 2013]。そして制憲議会のトロイカ体制に加えて、市民側の勢力として、チュニジアの四大市民組織が結束し、すなわちチュニジア労働総同盟総書記のフセイン・アッバーシー、チュニジア産業商業手工業同盟会長ウィデード・ブーシャンマーウィー、全国弁護士会 (Ordre National des Avocats de Tunisie) 会長のムハンマド・ファーデル・マフフド (Muḥammad Fādhil Maḥfūdh)、チュニジア人権連盟副会長 (Ligue Tunisienne des droits de l'homme) のムハンマド・アティーア (Muḥammad Attīa) が「カルテット」と命名した市民組織を発足させ、かつ「国民対話」の推進に向けて尽力することになったのである¹⁸。カルテットは制憲議会のトロイカ体制やその他の多数の政党に働きかけ、紆余曲折を経つつも、2013年10月5日にはナフダ党を含む21の政党が、「国民対話」に関する書類に署名し、遅滞していた憲法草案完成時期、新憲法に基づく議会選挙と

大統領選挙の実施に至るロードマップを確定するなど、画期的な調停と協議を牽引していくこととなった。

ブーシャンマーウィー会長は、革命後 2011 年 5 月に選出されたアラブ諸国初の企業家連盟の女性会長であるが、さらにこうした政治的手腕と功績から 2013 年には雑誌 *Jeune Afrique* で「新しいチュニジアを創る 50 人の 1 人」として、またチュニジアで最も影響力のある女性にも選ばれている。国家の危機を平和裏に解決しようとした彼女の手腕は国際的にも高く評価され、2014 年 4 月にはオスロー・ビジネス平和賞をノーベル賞授与式と同じ会場において受賞している¹⁹。さらに翌月の 5 月には G 8 ドヴィル・アラブ諸国パートナーシップからも、2013 年度の最優秀女性企業家賞を受賞している²⁰。こうした国家の危機的状況下において、ビジネス界の女性が政治社会的にも多大な影響力を発揮したことは特筆に値すると考えられる。

そしてこの「国民対話カルテット」もまた、危機を対話によって解決したことを評価され、2015 年度のノーベル平和賞受賞につながったことは、周知のとおりである。

IV 女性の身体 of 戦術手段化

1 FEMEN 活動家の登場とイスラーム政権批判

以上では、チュニジア革命とその後の民主化移行過程で、さまざまな女性たちがその時々政治社会的に重要な役割を果たし、また実際に多大な影響力を発揮してきた事例を幾つか挙げて述べてきた。こうした事例の一方で、政権崩壊に至る抗議デモやまた革命後の混乱や治安悪化のなかで、その犠牲になった女性たちも少なからずみられた。ATFD は、革命から僅か 2011 年 2 月までに既に 10 名の女性が死亡し、数十名の女性が暴行被害を受けたと報告している [Mefraj 2012:155]。またその後の民主化移行期にも、政情の不安定さと経済状況の悪化も相まって、社会的弱者の女性たちへの暴力が横行し、それに対してはまた多数の女性 NGO や市民がその都度、抗議や被害者救済活動を展開している²¹。

そして革命後のこうした不安定な民主化移行期には、また全く新しく女性自身が自ら身体を戦術手段化して自らの主義主張を表明したり、またその逆に女性の身体そのものが政治宗教的な実践戦略手段として利用搾取されるという現象もみられるようになっていった。革命後、それまでチュニジアでは見かけることのなかった全身を覆う黒いジルバブというイスラーム服やニカーブというマスクを着用する女性が急増する一方、女性自身が主義主張や異議申し立てのために自らの身体を可視化する現象、あるいはそれとは反対に女性の身体が政治的に戦術手段として利用される現象がみられるようになり、いずれにしても女性の身体自体が主義主張や信条を映し出す闘争の場、アリーナと化していったのである。

革命直後に見られたそうした最初の動きとしては、ナフダ党の宗教指導者ラーシド・ガンヌーシーの、ベンアリー政権下での亡命先英国からの帰国の折の出来事が挙げられる。ガンヌーシー帰国という情報を得たフェミニストたちは、イスラーム主義勢力の台頭を懸念して、それに対抗する一つの表明としてネットを通じて、「チュニジアの女性はみんなビキニ姿で

「ガンヌーシーを出迎えよう」という呼びかけを繰り返したのである [Touati and Zlitni 2014: 171]。実際には、1月30日という真冬の彼の帰国に際して女性たちがビキニ姿で出迎えることはなかったが、イスラームの聖典『コーラン』に「(女性は)美しい部分は見せぬように」(24章31節)とあることを想起すれば、それは言葉上のキャンペーンではあっても、イスラーム主義指導者への対抗心や抵抗の表明であったことは十分明らかであろう。

また2013年の3月には、ウクライナのフェミニスト団体FEMENの活動に共感した当時18歳の女子高校生が、同じく自由の主張や既存の倫理観への異議申し立ての手段として、自らの身体をボディポスター化し、「私の身体は私のも (jisdī milkī)」というメッセージを書き込んだ上半身裸体の写真をフェイスブックに投稿して、センセーションを巻き起こした²²。その高校生アミーナ・サブウイ (Amīna Sabuwī) の両親は、過激なサラフィストによる娘への報復や殺害を恐れて、直ちに娘には以前から鬱病など精神的疾患があったと釈明し、精神病院に入院させ、退院後も自宅監禁を強いていた。しかし4月末に家出をしたアミーナは、5月にはチュニジアの宗教都市カイラワーンに現れ、過激派集団アンサル・シャリーア (Anṣār al-Sharī'a) が年次集会の開催を予定していた場所近くの墓地の壁に挑発的にもFEMENと落書きをしたのである。またその折の警察官の取り調べに抵抗したことや、催涙弾などの危険物を所持していたことを理由に当局に逮捕され、3か月間収監されることとなった²³。

若い女子高校生のネット上での行為から発展したこのアミーナの逮捕と収監に対しては、チュニジア国内でも特に女子学生たちのあいだでアミーナ支持や彼女の釈放を要求する活動が巻き起こった。ATFDのアハレーム・ベルハージ (Aḥrām Belhāji) 会長も、協会を代表して、「法に反対はしないが、アミーナの市民としての権利を支持する」と表明した²⁴。さらにFEMENは国際的ネットワークをもつ組織であることから、アミーナ支持や彼女の釈放を訴えるデモや抗議活動が、チュニジア国内にとどまらず、フランスのパリやベルギーのブリュッセルやアメリカ・ニューヨークなどでも、トランスナショナルなかたちで展開されることになったのである²⁵。アミーナは2013年8月に刑期を終えて釈放され、その時点ではFEMENがイスラエルからの支援を受けていたことを理由にその組織からの脱退を表明したが、その直後に再び自らの裸体の上半身をボディポスター化して“*We don't need your democracy*”という、敢えて誤った綴りによって現ナフダ党政権の政治は民主主義 (democracy) と呼ぶに値しないと批判的メッセージを書いた写真をフェイスブックに投稿したのである [Hartman 2013]。サブウイはその後8月末には渡仏し、フランスで学業を継続しているが、2014年に入り、*Mon corps m'appartient* と題した著書を刊行している [Sbouï 2014]²⁶。

アミーナ・サブウイの事例は、革命後のナフダ党政権下でサラフィスト勢力の台頭のさなか、それに反発・対抗しようとする個人が自らの身体を主義主張や異議申し立ての表現手段とした例として、また従来のチュニジア社会では見られなかった新たなフェミニズムの動きとしても注目し得る。それはまたイスラーム主義への反発ばかりでなく、伝統的家父長制への反抗、既存の価値観への挑戦とも捉えられるもので、イスラームという宗教的信条と関連

して、全く新たな価値の主張、自由の定義、その表現伝達手法が現れたことを意味している。

2 女子割礼をめぐる論争

こうした自分の身体を自らの意志で主義主張の伝達手段化していった女性が存在した一方で、女性の身体がまたイスラミストたちによって信仰実践の手段とされるという動きもみられた。男女の身体の差異の強調やその可視化は、女性の身体を覆う黒いヴェールや長衣、またニカーブというマスクばかりではなく、イスラミストらが専有するようになったモスク周辺で宗教グッズとともに販売されている男性向けの多種多様な強壮剤や男性性を象徴する髭の手入れ道具などからも明らかに見て取ることができる。それらは性別的差異を強調し明確化し、またそれを可視化するものである。

そして革命後にチュニジア人が初めて経験することになった女性の身体が政治宗教化され、またその実践手段とされる現象として社会問題化したのが、「女子割礼」と「ジハード・アルニカーフ」と「名誉殺人」であった。いずれも革命までのチュニジア社会では全く知られていなかったことばかりで、それらはリベラル派のみならず、一般市民を驚愕・震撼させ、多くの物議を醸すこととなった。

その最初の出来事が、複数のイスラミスト団体の招きで2012年2月にチュニジアを訪問したエジプト人説教師ワジュディ・ガーニム（Wajdī Ghānim）の説教で説かれた女子割礼の推奨であった〔Blaise 2012:16-18〕。エジプトやスーダンなどでは女子割礼は伝統的慣行として知られてきたが、チュニジアではそうした慣習が全くなく、ガーニムによる女子割礼の推奨は、チュニジアの医学者や政治家たちをも巻き込む大論争となった。ガーニムがチュニス郊外のメンザの大モスクで行った説教に1万人もの顎鬚の男性や黒いヴェールを纏った女性たちが集まったということも、リベラル派の人々を不安と恐怖に陥れることとなった²⁷。

政府もこうした過激な説教師の言動を静観ばかりはしておれず、当時の女性問題担当大臣ナイラ・シャバーン（Naila Sha'bān）も、「女子割礼はイスラームの信仰や慣行と全く関係のないものであり、全ての国際条約はこれを禁止している」という声明を発表した〔Driss 2012〕。また性医学者のマフムード・ジラード（Mahmūd Jirād）医師も、「女子割礼には科学的にそれを是とする論理的根拠は全くない」と言明した。さらにチュニジア国立家族人口研究所のカマル・アブデルハック（Kamāl 'Abdelḥaq）医師も、「女子割礼は、男子の割礼とは何ら関係のないもので、むしろ男性の去勢に相当するものである。アフリカ諸国での多くの事例からも、女子割礼を経験した少女や女性たちがその後の人生でその苦痛に苛まされ心理的にも悪影響を被っていることは明らかである。それは男性が女性に隷属を強いるための慣習で、女性の身体を抑圧し、女性の快樂を否定するものである。我々はその撲滅に向けて闘わなくてはならない」と強く批判することとなった〔Sbouai 2012〕。

3 ジハード・アルニカーフと名誉殺人をめぐる論争

イスラミストたちの言動のなかでも、特にシリアでの内戦の激化やその後のイラク・シ

リアでのイスラーム国 (IS) の台頭に伴って、チュニジア国内で深刻な社会問題となったのが、シリア反政府勢力への支援を「聖戦」とみなしてシリアへ渡航する若者が多数出てきたことであった。またそれが男性ばかりでなく、そうした戦士との結婚を宗教的に合法である (Halāl) 「結婚の聖戦」すなわち「ジハード・アルニカーフ」(jihād al-nikāh) とみなして、そのためにシリアに赴く若い女性たちが 2012 年後半から少なからず現れ始めたことである。

そしてこうした行動を十分に取り締まることができないナフダ党政権やトロイカ体制もその共犯者として批判されることとなっていった [Liman 2013:39]。政府もこうした社会問題を深刻に受け止め、検察がシリア渡航者のリクルート組織の取調べを開始し²⁸、内務省はリビア・トルコ経由でのシリアへの若者たちの渡航を一切禁止する措置をとった。しかし、そうした取締りをも潜り抜けてシリアへ渡る若者たちは後を絶たず、シリアで戦う外国人義勇兵のなかでチュニジア出身者は最多となり、2014 年 9 月時点では 3000 人を占めるとされている²⁹。さらにジハード・アルニカーフに参加している外国人女性についても、シリアのアメリカン・センターの調査報告では、チュニジア出身者が最も多く、2014 年 3 月時点で 96 人のチュニジア女性がシリアに入国しており、そのうち 18 人がすでに戦闘に巻き込まれて死亡したとされている³⁰。

こうした問題に対して、市民団体や弁護士なども調査や救済活動を開始し、その現状を明らかにしている。女性弁護士ダリーラ・ムサーダク (Dalīla Musādaq) はそうした女性たちとスカイプで連絡をとり合い、シリアに渡ったチュニジア人女性たちの多くがイスラミストの指導者や偽慈善団体などに「ジハード・アルニカーフ」を信仰の実践として説得・洗脳されて組織的にリクルートされていることが明るみとなった [Arbani 2013]。それらの女性の多くは低所得地区の出身者で、インターネットなどでシリアの現状を知り、宗教的に合法行為としてジハード・アルニカーフの実践を勧められ、シリアへ渡った後、現状を知って帰国の意思を伝えると刑罰や処刑の脅しを受け、日々恐怖のなかで暮らしていること、妊娠し帰国しても社会復帰できずにいることなどが報告されている。「在外チュニジア人救済協会 L'Association de secours aux Tunisiens à l'étranger」の会長で弁護士のバーディス・クーバクジー (Bādīs Kūbakjī) は、シリアに渡航したがる息子・娘がいた場合はまず家族がそれに気づき、そうさせないようにと注意を喚起している。シリアにジハードの目的で渡航したチュニジア人にはフランス、ドイツ、ベルギーからの参加者もあり、その一部は既に戦闘で殺害され、生存者の現地での生活もひどいもので、特に夫を失った未亡人らは性的搾取の対象となり、その生活は地獄だとも記している [Arbani 2013]。

ジハード・アルニカーフを経験し帰国した犠牲者の 1 人でモナステール大学の学生 A さんは、精神的に深く悩み落ち込んでいた時に 40 代の女性とその夫に「天国への切符」と説得されてシリアへの渡航に誘われて現地に赴いたと告白している。彼女はシリアで 18 歳前後の若い女性集団のなかで暮らしていたが、中には 10 歳の女の子も含まれていたことや姉妹を同伴して来たチュニジア人男性もいたと証言している [Arbani 2013]。

こうした社会問題に対して、市民団体特に女性団体が抗議活動や反対キャンペーンを張り、

チュニジア民主女性協会（ATFD）は、2013年10月7日には「ジハード・アルニカーフは国連の1325決議や1820決議、さらにはチュニジアが批准している全ての国際条約に照らして国際的な組織犯罪であり、一種の人身売買である」と強く非難する共同声明を発表している³¹。またそのなかで、宗教の名を借りて性的搾取のために若い女性をシリアに送ったサラフィスト集団やそれに協力した者たちは全て法の裁きを受けるべきであること、またその犠牲となった女性たちには倫理的支援とまた社会復帰するための物理的支援も必要であると訴えている。

このように女性の身体自体を宗教的に歪曲された解釈に基づき、政治的さらに軍事的に利用し搾取する対象としようとする事実は、チュニジア社会に大きな衝撃をもたらすものとなった。

こうした社会問題が次々と起きるなかで、さらに2014年の6月には、革命以前のチュニジア社会では到底考えられなかったような前代未聞の事件、すなわち「名誉殺人」という女性の身体を家族の名誉のために身内の者が抹殺するという事件が、首都のチュニスで発生した。犠牲となったのはアーヤ（Āya）という13歳の女子中学生で、下校途中、同級生の男子生徒と一緒に歩いていたところを父親が目撃して激昂し、自ら自分の娘に火を放ち殺害したという事件である [Ben Said 2014]。独立以降、チュニジア社会は名誉殺人といった行為などとは全く無縁であったことから、この事件は女性のみならず、男性も含む一般市民を驚愕・震撼させることとなった。父親は即座に逮捕され、重度の火傷を負ったアーヤは病院に搬送され治療を受けていたが、9日後に死亡した。この事件後、チュニスでは市民がこの事件で犠牲となった女子生徒を追悼すると同時に、名誉殺人など現代にあってはならない事件を非難するデモを開催し、多数の老若男女がそれに参加することとなった [Petré 2014]。

このように、民主化移行期には、従来、強権体制下である意味、庇護されていた女性たちが、政情不安や経済的不況やそして治安悪化のなかで、社会的弱者として暴力の犠牲になることが横行するようになり、また女性の身体が宗教やイデオロギーの名を借りてその実践手段として利用・搾取されることまでも起こるようになったのである。しかしまたそうした動きに対して、既述のように特に過激なイスラミストらに対抗して、女性自身が自らの身体を戦術手段化して主義主張や異議申し立てを表明したり、女性団体なども暴力加害者への抗議活動やまた犠牲者に対する救済活動や社会復帰支援などを粘り強く継続してきていることも事実である。その過程では同じくチュニジアの女性たちのあいだでも主義主張の相違や多様な価値観がみられながらも、一人一人の市民が自らの意志で行動を起こし、あるいはNGOや政党支持者として活動しており、それが社会を突き動かす大きな原動力ともなっていることが見て取れる。そしてこうした個人々の主体的な活動や主義主張の表明が、革命以前の「国家フェミニズム」とは異なる、革命後の女性たちの動向にみられる一つの新しい顕著な特徴であると捉えられよう。

V おわりに

2014年10月、チュニジア共和国新憲法に基づく国民代表者議会選挙が実施され、翌11月には大統領選挙、そして12月には大統領選上位2名のベジー・カーイド・エッセブシー (Béji Qā'id al-Sebsī) とモンセフ・マルズキーによる決選投票と、民主化移行期最後の3か月間には3回もの選挙が相次いで、しかも全て無事に執り行われた。こうして革命後約4か年にわたった民主化移行期を経て、チュニジアは新しい時代の幕開けを迎えることとなった。ジュマア暫定政府主席は、その決選投票後に長い選挙戦を闘い抜いた2人の大統領候補者に対してその健闘を労ったうえで、しかし「この選挙での最大の勝利者は、チュニジア国民である」とも述べている³²。

革命後の政情不安定な移行期には、確かにイスラミストとリベラリストとの二極化やその対立・衝突、さらには犠牲者を出す事件や深刻な社会問題もみられたが、以上でみてきたように、その都度、さまざまな市民や市民団体がそれぞれ主体的に公的な場に参加し、主張し、異議を唱え、批判し、また犠牲者や弱者を支援し、平和的デモや集会を繰り返して問題や困難に真摯に辛抱強く対峙してきた。

民主化移行期の女性の活動やジェンダー問題に関してもまた、従来の「国家フェミニズム」から大きく脱皮して、市民や市民団体が主体的にそれぞれの立場で主義主張をし、公の場に参加し、諸問題に関与してきており、その意味ではそれは「市民フェミニズム」と呼び得るような新しい特徴をもつものへと変容してきていると捉えられる。イスラミストとリベラリストとの対立のなかで、近代主義的フェミニストらが、イスラミストからそれは「外からの」または「西欧からの」思想だと決めつけられ批判されることに対して、自らの主張がムスリムとしての解釈を踏まえたうえでの「内側からの」ものであると反論し、そうした批判に対してはムスリムとして論駁していく必要性を説いているが [Mefarej 2012:168]、こうした主張にこそ、「国家フェミニズム」から一市民としての確固たる自覚と主体的なイスラームの解釈に基づく「市民フェミニズム」の一つの在り様を明確に見て取ることができるように思われる。

国家主義から市民主義への移行、革命以前の「国家フェミニズム」から革命後の「市民フェミニズム」への移行は、すでに本稿の冒頭で紹介した先行研究における、「国家により維持されてきたフェミニズム」から「社会による女性問題の再所有化」への変容、あるいは『「国家フェミニスト」イデオロギー』から「脱中心化されたジェンダー行動主義」への移行、さらには「上からの政治」から「下からの政治」への変化という指摘とも、市民社会が重要な役割を果たしているという意味では、相互に重なり合うものがあると考えている。

今日、中東の多くの国々が混迷を深めているなかで、チュニジアが、未だ多くの政治課題、特に若者の失業を含む経済問題 [World Bank 2014] やテロ対策の治安問題などを抱えつつも、民主化革命の目標をほぼ達成させつつあるとすれば、その背景にはこうした市民社会の活動、とりわけ女性たちの闊達な活動がみられたこともより注目評価されて良いのではないかと考えている。

こうした女性たちの活動過程では、確かにイスラームについての様々な解釈や多様な価値観がみられた。しかし、そのこと自体がとりもなおさず、チュニジアの民主化を成熟させていった重要な軌跡であり、そのまま民主化への着実な歩みの証であり、革命後の「市民フェミニズム」の意義とはまさにその点にあると考えている。そしてこの市民フェミニズムがグローバル市民としての含意をも持つものであるとすれば、それはわれわれ自身の責任や貢献という課題にまで繋がっていることも明らかであろう。

付記：本稿は、2014年度笹川平和財団中東イスラム基金事業の共同研究プロジェクト「イスラームと価値の多様性—ジェンダーの視点から」（代表：鷹木恵子）の『成果報告書』（内部資料）掲載の論文を加筆、修正したものである。

参考文献

日本語文献

- 鈴木尊紘 2007 「フランスにおける男女平等政策参画—パリテに関する 2007 年 1 月 31 日法を中心に—」『外国の立法』233 号 国立国会図書館調査及び立法考査局 pp.157-169.
- 鷹木恵子 2007 「イスラームの女性とチュニジア—アラブ女性解放のリーダー国の動態」池谷和信・佐藤廉也・武内進一編 『アフリカ I』 朝倉書店、pp.269-285.
- 2011 「チュニジア革命ともう一つの公共空間」『アフリカ』 vol.51, No.2, pp.42-45.
- チュニジア共和国 1990 『チュニジア私的関係法』（黒田美代子訳）国際大学中東研究所。

外国語文献

- Allani, Alaya 2013. “The poste-revolution Tunisian Constituent Assembly: controversy over Power and prerogatives.” *The Journal of North African Studies*, 2013, Vol.18, No.1, 131-140.
- Ben Mhenni, Lina 2011. *Tunisian Girl: Blogueuse pour un printemps arabe*. Montpellier : Indigène éditions.
- Blaise, Lilia 2012. “Les dessous de l’affaire Wajdi Ghanim.” *REALITES* No.1365-du 23 au 29/2/2012, pp.16-18.
- Charrad, Mounia and Zarrugh, Amina 2013a. “Equal or Complementary? Women in the new Tunisian Constitution after the Arab Spring.” *The Journal of North African Studies*, Vol. 19, No.2, pp.230-243.
- 2013b. “The Arab Spring and Women’s Rights in Tunisia.” *E-International Relations*. (04.09.2013) <http://www.e-ir.info/2013/09/04/the-arab-spring-and-womens-rights-in-tunisia/> accessed 30 October 2014.
- Cherif Cahmari, Alya 1991. *La femme et la loi en Tunisie*. Caablanca : Editions le fenec.
- CREDIF 2012a. *Les acquis juridiques de la femme tunisienne*. Tunis : CREDIF.
- 2012b. *Code du Statut Personnel entre loi et vécu*. *La Revue du CREDIF*, No. 43. Aout.
- 2012c. *La violence à l’encontre des femme*. *La Revue du CREDIF*, No. 44. Décembre.
- CREDIF et UNFPA 2013. *Egalité de Genre et Transition Démocratique*. Tunis : CREDIF.
- Dargouthy, Jaafar 2011. *L’Islam politique et la crise de la démoncratie en Tunisie*. Berlin: Editions Universitaires européennes.
- Ferchiou, Sophia 1996. “Féminisme d’Etat en Tunisie: Idéologie dominante et persistance féminine.” in Bourquica, R. et al. (sous la dir.) *Femmes, Culture et Société au Maghreb II*. Casablanca: Afrique-Orient, pp. 119-140.

- Haas, Mark L. And Lesch, David W. (eds.) 2013. *The Arab Spring: Change and Resistance in the Middle East*. Boulder: Westview Press.
- Khalil, Andrea 2014. "Tunisia's women: partners in revolution." *The Journal of North African Studies*, Vol. 19, No.2, pp. 186-199.
- Liman, Adnan 2013. *Ennahdha : ses cinq vérités*. Tunis : Phoenix Editions.
- Al-Majlis al-Watanī al-Ta'asīsī 2014. *Dustūr al-Jumhūrīya al-Tūnisīya*. Tūnis : Al-Majlis al-Watanī al-Ta'asīsī
- Mefarej, Leila 2012. "La représentation féminine après le 14 janvier." in Rouissi, H., Nouira, A., Zghal, A. (sous la dir.) *La Transition Démocratique en Tunisie, Etat des Lieux, Les Thématiques*. Tunis: Diwan Edition, pp.153-168.
- Murphy, Emma C. 2003. "Women in Tunisia: Between State Feminism and Economic Reform." in Doumato, E.A. et al. (eds.) *Women and Globalization in the Arab Middle East*. London: Lynne Reinner Publisher.
- Sbouï, Amina 2014. *Mon corps m'appartient*. Paris: Editions Plon.
- Touati, Zeinib and Zlītni, Sami 2013. "Social networks and women's right activism in post-revolutionary Tunisia." in Olimat, Muhamad (ed.) *Arab Spring and Arab Women: Challenges and Opportunities*. London: Routledge. pp. 162-175.
- The World Bank 2014. *The Unfinished Revolution: Bringing Opportunity, Good Jobs and Greater Wealth to All Tunisians*. Washington D.C.: The World Bank.
- Zamiti, Khalil 2012. "Avatar de la révolution." *REALITES* No.1365-du 23 au 29/ 2/2012, pp. 24-25.

新聞記事

- ・『朝日新聞』2014. 「チュニジア決選投票へ ジョモア暫定首相インタビュー」11月25日朝刊7面。
- ・*Al-Fajr* 2014. "Tulba al-jabha al-sha 'abīya yumārisūna al-'unf fī kullīya al- ādāb bi-raqqāda." 7 mārīs, p.1.
- ・Dermeh, A. 2011. "Coup de force de salafistes au Campus de la Manouba." *La Presse de Tunisie*, 29 novembre.
- ・*La Presse de Tunisie* 2013. "Consideré comme crime organisé: Jihade Al Nikah serait-il criminalise ? " le 7 octobre.
- ・*La Presse de Tunisie* 2014a. "Violence à la faculté de Rakkada: Crise idéologique." le 8 mars, p.4.
- ・*La Presse de Tunisie* 2014b. "Lancement d'une chaîne télé féminine, <<Nissa TV>> ." "La <<radio de la femme>> est née." Le 9 mars, p.4.
- ・Thabet, Tounès 2014. "Femmes, qu'a fait de vous la tornade islamiste ?" *Le Temps*, 8 mars, pp.1-2.

インターネット資料

- ・*African Manager* 2014a. "Tunisia: Wided Bouchamaoui best woman entrepreneur in Arab World." A (04.05.2014.) http://www/africanmanager.co/site_eng/detail_article.php?art_id=204 (2014年5月4日閲覧)。
- ・*African Manager* 2014b. "A Tunisie plus grand exportateur de djihadistes en Syrie." (02.09.2014.). <http://www.turess.com/fr/africanmanagerfr/171317> (2014年12月20日閲覧)。
- ・Arbani, Murad 2013. "Les "djihadistes du nikah" tunisiennes, en Syrie, veulent rentrer de peur d'être assassinées." *Algérie 1 com*. (20.06.2013.)

- <http://www.algerie1.com/actualite/les-djihadistes-du-nikah-tunisiennes> (2014年2月13日閲覧)。
- ・ Auffray, Elodie 2013. “En Tunisie, le Harlem Shake vire au combat de société.” *Le Vif.be* (01.03.2013.). <http://www.levif.be/actualite/international/en-tunisie-le-harlem-shake-vire-au-combat-de-societe/article-normal-140775.html> (2013年8月18日閲覧)。
 - ・ Ben Said, Safa 2014. “Man burns daughter to death in suspected honor killing.” *Tunisialive* (11.06.2014.). <http://www.tunisia-live.net/2014/06/11/man-burns-daughter-to-death-in-suspected-honor-killing/> (2014年6月15日閲覧)。
 - ・ Ben Omrane, Salah 2012. “Une étudiante à la faculté de Manouba a défendu le drapeau national tunisien, attaqué par de salafistes.” *La milieu autorisée* (07.03.2012.). <http://lemilieuautorise.com/2012/03/07/3532/> (2013年2月13日閲覧)。
 - ・ *Business News* 2014. “L’UGTT, l’UTICA, la présidence du gouvernement et la CONECT félicitent les Tunisiens du succès des élections.” (23.12.2014.). <http://www.turess.com/fr/businessnews/52294> (2014年12月24日 閲覧)。
 - ・ Driss, Mohammad 2012. “Tunisie : Le ministère des affaires de la femme: L’excision est interdite.” *Tunisie Numérique* (17.02.2012.). <http://www.tunisienumerique.com/tunisie-le-ministere-des-affaires-de-la-femme-lexcision-est-interdite/105219> (2013年2月14日閲覧)。
 - ・ D.M. 2012. “Moncef Marzouki rend hommage à Khaoula Rachidi et au drapeau national.” *Business News* (12.03.2012.). [http://www.businessnews.com.tn/Moncef-Marzouki-rend-hommage-%c3%83%c2%a0-Khaoula-Rachidi-et-au-drapeau-national-\(vid%c3%83%c2%a9o\),520,29860,1](http://www.businessnews.com.tn/Moncef-Marzouki-rend-hommage-%c3%83%c2%a0-Khaoula-Rachidi-et-au-drapeau-national-(vid%c3%83%c2%a9o),520,29860,1) (2013年2月13日閲覧)。
 - ・ Ghanmi, Mounia 2012. “Tunisian women march for their rights.” *Magharebia* (15.08.2012.). http://www.magharebia.com/en_GB/articles/awi/features/2012/08/15/feature-02 (2014年11月30日閲覧)。
 - ・ Hartman, Alexandra 2013. “Femen Activist Revels Against Tunisia’s “Democracy” in New Nude Photo.” *Tunisia-live.net* (15.08.2013.). (2013年8月18日閲覧)。
 - ・ *Investir en Tunisie* 2013. “La Femen girl tunisienne revendique son droit d’apparaître nue.” (17.03.2013.). <http://www.turess.com/fr/investir18910> (2013年12月14日閲覧)。
 - ・ *Investir en Tunisie* 2014. “Nombre des filles ayant participé au Jihad Nikah en Syrie : la Tunisie en première Position.” (25.03.2014.). <http://www.turess.com/fr/investir/25585>. (2014年5月30日閲覧)。
 - ・ *Jeune Afrique* 2011. “A Tunisian Girl, le cyberactivisme de terrain.” (14.06.2011.). <http://www.jeuneafrique.com/Article/ARTJAWEB2011614154903/> (2013年12月13日閲覧)。
 - ・ *Kapitalis* 2012. “Le prédicateur Wajdi Ghanim en terrain (presque) conquis en Tunisie.” (12.02.2012.). <http://www.kapitalis.com/tribune/8269-le-predicateur-wajdi-ghanim-en-tunisie> (2013年2月14日閲覧)。
 - ・ Petré, Christine 2014. “Tunians protest on the streets and online against rare case of honor killing.” (18.06.2014.). http://www.yourmiddleeast.com/culture/tunisians-protest-on-the-streets-and-online-against-rare-case-of-honor-killing_24498 (2014年6月20日閲覧)。
 - ・ Sarret, Camille 2011. “La Tunisie adopte la parité hommes-femmes en politique.” *Harissa.com* (26.04.2011.). <http://www.harissa.com/news/article/la-tunisie-adopte-la-parite%C3%A9-hommes-femmes-en-politique> (2013年12月10日閲覧)。

- ・ Sbouai, S. 2012. “L’excision, simple opération esthétique ?” *Baya.tn* (13.02.2012.).
<http://www.baya.tn/2012/02/13/lexcision-simple-operation-esthetique/> (2013年2月14日閲覧)。
- ・ Shabi, Rachel 2013. “How the Harlem Shake moves to a more radical beat in Tunisia.” *The Guardian* (14.03.2013.). <http://www.theguardian.com/commentisfree/2013/mar/14/harlem-shake-moves-radical-beat-tunisia> (2013年5月22日閲覧)。
- ・ TAP 2011. “Sousse: La Faculté des lettres et des sciences humaines envahie par des individus suite à l’interdiction du porte du niqab.” *TAP* (06.10.2011.). <http://www.tuess.com/fr/tapfr/110625> (2014年12月20日閲覧)。
- ・ Tekiano 2014. “La président de l’UTICA Ouided BOUCHAMAOUI reçoit le Prix Oslo Business for Peace Award.” (11.04.2014.). <http://www.tuess.com/fr/tekiano/10050> (2014年4月12日閲覧)。
- ・ *Tunisie Numérique* 2013a. “Tunisie: l’association tunisienne des femmes démocrates plaide pour Amina.” (21.05.2013.).
<http://www.tunisienumerique.com/tunisie-lassociation-tunisienne-des-femmes-democrates-plaide-pour-amina/178093> (2013/12/14 閲覧)。
- ・ *Tunisie Numérique* 2013b. “Tunisie-Le parquet se décide à enquêter sur les réseaux d’embrigadement des jeunes Tunisiens dans le Djihad.” (19.03.2013.)
<http://www.tuess.com/fr/numerique/169946> (2014年5月19日閲覧)。
- ・ Vendrier, Marie 2013. “Wided Bouchamaoui, la patronne des patrons tunisiens.” *La Croix*. (13.10.2013.). <http://www.la-croix.com/Actualite/Monde/Wided-Bouchamaoui-la-patronne-des-patrons-tunisiens-2013-10-23-1049552> (2014年12月25日閲覧)。
- ・ *Voice of Africa* 2013. “Amina, the Tunisian activist who sparked a scandal.” (04.06.2013.).
<http://voicesofafrica.co.za/amina-the-tunisian-activist-who-sparked-a-scandal/> (2014年1月8日閲覧)。
- ・ *La Voix du Nord* 2013. “Amina Sboui, alias Tyler, Femem tunisienne.” (31.05.2013.).
http://www.lavoixdunord.fr/france_monde/amina_sboui_alias_tyler_femem (2013/12/14 閲覧)。

注

- 1 本稿では、「チュニジア革命」とは2010年12月17日－2011年1月14日までの期間を、「1月14日革命」とはベンアリー体制崩壊の出来事を、また「民主化移行期」とは2011年1月15日－2014年12月31日の期間を指して使用する。
- 2 Le Code du Statut Personel は、直訳では「個人地位法」、また黒田美代子訳(1990年)では「チュニジア私的関係法」と訳出され、さらに「身分関係法」の訳語もあるが、本稿では他国との比較考察の便宜も考慮し、「家族法」という語を使用する。
- 3 人名のカタカナ表記については、現地での慣用的発音に近い表記とする。そのため、正則アラビア語の表記に従えば、プー・ルギーバとなるところをブルギバとし、ビン・アリーとなるところを、ベンアリーと表記する。また()内のアラビア語表記は現地でのアラビア語チュニジア方言の発音に倣い、母音に関しては、aをeに、iをeと記すこともある。例えば、Bin‘Alīではなく、Ben ‘Alīとする。
- 4 *Jeune Afrique* (14.06.2011) 電子版。
- 5 ベンムヘンニーの Tunisian Girl のサイトは <http://atunisiangirl.blogspot.jp/>。
- 6 *La Presse de Tunisie*, Dimanche 9 mars 2014, p.4.
- 7 Décret-loi No.35 du 10 Mai 2011, JORT No.33 du Mai 2011, p.647. 第23条で、各政党の選挙名簿の半分を女性候補とし、男女交互の順でリスト化すること、また全選挙区の3分の1以上の地区で、

- 名簿の筆頭候補を女性とすることとしている。
- 8 選挙に参加した 107 政党のうち、100 ほどは 2011 年 3 月以降に結成された新政党。
 - 9 ナフダ党も世俗主義すなわち政教分離を受け入れているため、ここでは反イスラーム政党の人々を、世俗主義者や世俗派とせず、自由主義者やリベラル派とする。
 - 10 PDM (Pôle démocratique progressiste) は男女交互拘束名簿制を厳格に実践した数少ない政党の一つで、立候補者 33 名のうち 17 名が女性 [Mefarej 2012:166]。
 - 11 男女交互拘束名簿制では、単に候補者リストを男女交互に作成するという垂直的平等のみならず、選挙区全てで男女の順番が平等となる水平的平等が課題となる。
 - 12 例えば、ナフダ党元幹部の一人ダルグーシーは、チュニジアにおける政治的イスラームを三つに大別している。①穏健なイスラミストの思想、民主主義や自由や政教分離をも容認するナフダ党の指導者らの思想、②サラフィーヤと呼ばれる思想で、預言者ムハンマドやその教友たちが生きた時代を理想とし、シャリーアに基づく社会の実現を目指す。シャリーアはイジュティハードによって各社会に普遍的に適用可能とする思想、③ファンダメンタリズムは、②よりもさらに厳格にシャリーアを唯一の法として政治や日常生活にも適用し、理想的社会の実現に向けて、武力行使をも是とする思想、とに大別している [Darghouthy 2011:62-63]。③はジハーディストとも呼ばれている者たちの思想に相当すると捉えられる。
 - 13 チュニジア国旗は、赤の地にイスラームを象徴する三日月と星があしらわれたもの。
 - 14 1981 年、ブルックリン・ハーレムでの DJ のパウアーによるタップミュージックのダンスが起源とされる。
 - 15 アビード教育相は、労働と自由のための民主フォーラム党の党員。
 - 16 *Al-Fajr* はナフダ党の新聞。この事件は 3 月 7 日の *La Presse de Tunisie* でも報道された。
 - 17 ブラフミーはシーディー・ブーズィードの出身で、ナフダ党を鋭く批判していた議員の一人で、「国民運動党 Mouvement du peuple」党の創設に関わった後、その後 2013 年 7 月には自らの新党「民衆潮流党 Courant Populaire」を結成していた。
 - 18 UGTT はチュニジアの労働者約 140 万人から成る組織で、UTICA は企業家など約 75 万人の会員を擁する組織。人口約 1100 万人の国でのこれらの組織の影響力は想像に難くない。Vendrier, 2013.
 - 19 この賞は国連開発計画も支援しており、選考委員会はノーベル平和賞受賞者で構成されている。また W. ブーシャンマーウィーは、日本政府安倍政権が主催した 2014 年 9 月 12 - 13 日に東京で開催された「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」にも、チュニジアの代表として出席している。
 - 20 *African Manager* (04. 05. 2014) 電子版。
 - 21 ATFD は以前から女性の性暴力被害者への聞き取り調査や支援をしてきたが、元会長のサナ・ベンアシュールは革命後、BEITY という NGO を創設し、革命後の混乱で福祉手当を得られず、ホームレスになった女性たちの救済活動を行っている。「平等とバリテ協会」会長スカンドラーニーも、制憲議会選挙後は、増加する女性への暴力を非難するデモ集会などを開催している。詳細は、<http://www.ejoussour.net/node/10104> を参照。
 - 22 *Investir En Tunisie* (17. 03. 2013) 電子版。
 - 23 *La Voix du Nord*. (31. 05. 2013) 電子版。
 - 24 *Tunisie Numérique* (21. 05. 2013) 電子版。
 - 25 *Voice of Africa* (04. 06. 2013) の電子版。
 - 26 「私の身体は私のもの」という文言は、他のフェミニスト団体などでも「私の身体は私の権利 (jisdī hūqūqī)」などと言い換えられ、一つのスローガン化していった。
 - 27 *Kapitalis* (12. 02. 2012) の電子版。
 - 28 *Tunisie Numérique* (19. 03. 2013) 電子版。